

最高裁判所判事

み

うら

まもる

二二浦 守

昭和三一年一〇月二三日生

略歴

兵庫県神戸市に生まれ、東京都大田区、小平市等で過ごす。麻布高等学校、東京大学法学部を卒業。

昭和五七年 四月 檢事に任命。

平成二一年七月 那覇地検検事正 その後、最高検検事

二二年一二月 法務省矯正局長

二五年一月 最高検監察指導部長 その後、同公判部長

二七年一二月 札幌高檢検事長

二九年四月 大阪高檢検事長

三〇年二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和元年九月一三日 第二小法廷判決

諫早湾における潮受堤防の排水門の開放を命じた確定判決に対する国の請求異議について、前訴時の共同漁業権に係る請求権の消滅のみでは異議事由にならないとして、原判決を破棄して差し戻した（全員一致）。

二 令和二年二月二八日 第二小法廷判決

トラック運転手が、会社の業務中に起こした交通事故により第三者に損害を加え、これを賠償した事案において、相当と認められる額について、会社に対して求償することができるとして、原判決を破棄して差し戻した（全員一致、補足意見付加）。

三 令和二年一月一八日 大法廷判決

最大較差三・〇〇倍の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定について、合憲状態・合憲とした多数意見に対し、投票価値の不均衡は違憲状態にあつたとする意見を付した。

四 令和三年二月二十四日 大法廷判決

市が管理する都市公園内に孔子等を祀った施設を所有する法人に対し、その敷地の使用料を全額免除した市長の行為は、憲法二〇条三項に違反するとした（多数意見）。

五 令和三年四月二六日 第二小法廷判決

集団予防接種等によってB型肝炎ウイルスに感染して発症した慢性肝炎の鎮静化後の再発による損害について、その再発の時が除斥期間の起算点になるとして、原判決を破棄して差し戻した（全員一致、裁判長、補足意見付加）。

六 令和三年六月二三日 大法廷決定

夫婦同氏制を採用する民法等の規定を合憲として抗告を棄却した多数意見に対し、法が夫婦別氏の選択肢を設けていないことは憲法二四条に違反するとの意見を付した。

裁判官としての心構え

司法は、国民の主権に由来し、その信頼に支えられるものです。時代とともに、社会の在り方等が変化する中で、様々な問題や困難も生じており、法の支配と個人の権利利益の救済という、司法が担う責任の重さを痛感しています。一つ一つの事件について、誠実に、事実を見定め、公平で公正な判断を目指したいと思します。

そのためには、高い壇の上から見下ろすという姿勢ではなく、それぞれの当事者の立場や思いを理解し、その主張に十分耳を傾けることが、何よりも大切なことと考えています。そして、自らの良心に問い合わせながら、広い視野の下に、多角的な検討と深い洞察を行うことができるよう、今後とも研鑽を重ねたいと思います。

